

議員提出議案第9号

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年12月20日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

提出者	会派に属さない議員	たかおか 知子
	日本共産党	川島 あゆみ
	芦屋市議会議員団	
賛成者	会派に属さない議員	山口 みさえ

提案理由

国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう要請するため。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)、内閣官房長官

選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではない。また、むしろダブルネーム使用による弊害や課題が多いことは、経済団体が選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に要望した際に指摘していることから明らかである。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後も生来の姓を名乗り続けることができる制度を認めるものであり、結婚により同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものである。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会